三三三	(一)　大阪府岸和田市流木町字小富一四二番地 （二二四・九） (二)　大阪府泉佐野市りんくう往来北一番七号 （六三・六〇）	〇・〇〇 八・六八	五〇	大阪府 岸和田市　流木町、神須屋町、極楽寺町、畑町 貝塚市　半田、麻生中、堤、橋本、地蔵堂、王子 泉佐野市　鶴原、上瓦屋、上瓦屋一丁目、湊四丁目、湊三丁目、湊二丁目、湊一丁目、旭町、新町三丁目、新町一丁目、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松一丁目、りんくう往来北
三三四	削除			

［二～四　同上］

三三三	(一)　大阪府岸和田市流木町字小富一四二番地 （二二四・九） (二)　大阪府泉佐野市りんくう往来北一番七号 （六三・六〇）	〇・〇〇 八・六八	五〇	大阪府 岸和田市　流木町、神須屋町、極楽寺町、畑町 貝塚市　半田、麻生中、堤、橋本、地蔵堂、王子 泉佐野市　鶴原、上瓦屋、上瓦屋一丁目、湊四丁目、湊三丁目、湊二丁目、湊一丁目、旭町、新町三丁目、新町一丁目、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松一丁目、りんくう往来北

［二～四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］		
3	削除	

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　同左］		
3	(1)　千葉県千葉市中央区千葉港7－5　(105.90) (2)　千葉県千葉市緑区小食土町1169－16　(142.50)	北緯35度36分28秒東経140度06分11秒の地点と北緯35度35分00秒東経140度09分01秒の地点を結ぶ直線、北緯35度34分54秒東経140度09分12秒の地点と北緯35度34分19秒東経140度10分21秒の地点を結ぶ直線、北緯35度34分14秒東経140度10分30秒の地点と北緯35度33分05秒東経140度12分43秒の地点を結ぶ直線、北緯35度32分55秒東経140度13分02秒の地点と北緯35度32分19秒東経140度14分10秒の地点を結ぶ直線、北緯35度32分15秒東経140度14分20秒の地点と北緯35度31分41秒東経140度15分25秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度31分35秒東経140度15分36秒の地点と北緯35度31分11秒東経140度16分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域